

健康保険法等の一部を改正する法律

(平成一四年八月二日法律第一 二号)

一、提案理由(平成一四年四月二四日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案及び健康増進法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な高齢化等による医療費の増大等により、医療保険財政が厳しい状況にある中で、医療保険制度については、給付と負担の公平を図るとともに、将来にわたり持続可能で安定的なものとしていくことが求められています。

このため、今回の改正では、患者一部負担金の見直し、健康保険の保険料における総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料の引き上げ、老人医療費拠出金の算定方法の見直し、国民健康保険の財政基盤の強化等の措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、健康保険法等の一部改正であります。

まず、健康保険の本人及び家族の入院時の一部負担金について、各制度間の給付率を統一する観点から三割負担とするとともに、外来に係る薬剤一部負担金を廃止することとしております。ただし、七十歳以上の者については原則一割負担とし、三歳未満の者については二割負担とすることとしております。

次に、保険料について、総報酬制を導入するほか、政府管掌健康保険の保険料率を千分の八十二とするとともに、中期的に保険財政の均衡が図られるよう、少なくとも二年ごとに保険料率の見直しを行うこととしております。

このほか、片仮名書き、文語体となっている健康保険法の表記を、平仮名書き、口語体に改め、表記の平易化を図ることとしております。

また、船員保険法についても、健康保険法の改正に準じて所要の改正を行うこととしております。

第二は、老人保健法の一部改正であります。

まず、老人医療の対象者を現行の七十歳以上から七十五歳以上に、老人医療費に対する公費負担割合を三割から五割に、いずれも五年間で段階的に引き上げることとしております。

また、老人医療の一部負担金について、月額上限制及び診療所に係る定額選択制を廃止し、一割負担の徹底を図ることとしております。あわせて、一定以上の所得を有する者については、二割負担とすることとしております。

このほか、老人医療費の伸びを適正化するための指針の策定、老人医療費拠出金の算定方法の見直し等の措置を講ずることとしております。

第三は、国民健康保険法の一部改正であります。

一部負担金について、各制度間の給付率を統一する観点から健康保険法と同様の改正

を行うほか、広域化等支援基金の創設、高額医療費共同事業の拡充、制度化、低所得者を多く抱える保険者に対する支援制度の創設等、国民健康保険の財政基盤を強化するための措置等を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日については平成十四年十月一日とし、三割負担、薬剤一部負担金の廃止及び総報酬制に関する事項については平成十五年四月一日としております。

あわせて、医療保険各法の給付率については、将来にわたり七割を維持することとするほか、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設並びに診療報酬の体系の見直しに関する基本方針を平成十四年度中に策定し、その方針に基づき所要の措置を講ずることを初め、医療保険制度の改革に関する各般の課題について改革を進めることとしております。

……………（略）……………

以上が、健康保険法等の一部を改正する法律案及び健康増進法案の提出理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます次第でございます。ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一四年六月二一日）

森英介君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、健康保険について、本人等の一部負担金を三割負担とするとともに、外来薬剤一部負担金を廃止すること。ただし、七十歳以上の者は一割負担、一定以上の報酬を有する七十歳以上の者及び三歳未満の者は二割負担とすること。また、保険料について総報酬制を導入するほか、政府管掌健康保険の保険料率を千分の八十二とするとともに、少なくとも二年ごとに保険料率の見直しを行うこと。

第二に、老人医療について、対象者を現行の七十歳以上から七十五歳以上に、老人医療費に対する公費負担割合を三割から五割に、いずれも五年間で段階的に引き上げること。また、一部負担金の一割負担の徹底を図るとともに、一定以上の所得を有する者は二割負担とすること。

第三に、国民健康保険について、一部負担金を健康保険と同様に改正するほか、財政基盤の強化等の措置を講ずること。

第四に、この法律は、平成十四年十月一日から施行することとし、一部負担金の三割負担、薬剤一部負担金の廃止及び総報酬制に関する事項等は平成十五年四月一日から施行すること。なお、医療保険の給付割合については将来にわたり七割を維持することと

するほか、医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設及び診療報酬の体系の見直しに関する基本方針を平成十四年度中に策定し、これに基づき所要の措置を講ずることを初め、医療保険制度に関する諸課題について改革を進めること。等であります。

……………（略）……………

両案は、去る四月十九日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、四月二十四日に坂口厚生労働大臣から提案理由説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、六月十一日には参考人から意見を聴取し、また、十三日には愛知県及び栃木県に委員を派遣し、健康保険法等の一部を改正する法律案について意見を聴取するなど審査を行い、去る十四日に質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一四年七月二六日）

阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、患者一部負担金の見直し、健康保険の保険料における総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、老人医療の対象年齢及び公費負担割合の引上げ、国民健康保険の財政基盤の強化等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案の審査を一括して行い、今回の医療制度改革に伴う国民の負担増の内容と経済に及ぼす影響、被用者保険の自己負担割合を三割に引き上げることの是非、医療制度の抜本改革の在り方、保険者の統合・再編の考え方、健康診査の情報を個人情報として保護する必要性、受動喫煙の防止に向けた対策の在り方等の諸問題について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、参考人から意見も聴取いたしました。さらに、両法律案に関連する医療事故等の問題についても、参考人を招致するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、両法律案に対する質疑を終局し、討論を省略の上、直ちに採決に入ることの動議が提出され、採決の結果、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、両法律案を順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。